

熱中症予防協力施設「みやぎの涼みどころ」の利用について

県では、昨年度に引き続き、熱中症の予防のために県民の皆様が休憩に利用できる施設として「みやぎの涼みどころ(以下「涼みどころ」)」の利用を7月1日(火)から開始しますのでお知らせいたします。

なお、涼みどころへの登録は随時受け付けておりますので、周知について御協力よろしくお願いいたします。

1 制度概要

- 涼みどころは、県民の皆さまが暑さを避けて休憩できる場所の提供に御協力いただける施設を県が登録するものです。
- 登録施設には、熱中症警戒アラートや熱中症特別警戒アラート※の発表状況にかかわらず、施設を休憩場所として一般に開放していただくことをお願いしています。

※ 熱中症アラート/熱中症特別警戒アラート
熱中症による健康被害が懸念される場合に環境省が発表する情報。
特別警戒アラートが発表された場合、気候変動適応法に基づき市町村が指定した指定暑熱避難施設(クーリングシェルター)が開放される。

2 利用者の皆様へ

- 涼みどころは、暑い日の外出時などに、ひと涼みする場所として利用いただける施設です。
- 6月26日時点の登録施設は、400施設となっております。利用可能な施設には、目印となるステッカーやポスターを掲示しているほか、県ホームページでも御確認いただけます。
- 涼みどころの利用にあたっては、下記について御注意ください。

- 各施設のルールを守って利用してください。
- 空調の温度設定は変更できません。
- 水分補給のための飲み物等は、利用者自身で準備してください。
- 施設の状況によっては利用できない場合があります。



3 事業者の皆様へ

- 県では、涼みどころへの登録と休憩場所の提供に御協力いただける施設を募集しています。以下の基準を満たした宮城県内の施設を登録いただけます。

<涼みどころの登録基準>

- ① 適当な冷房設備が設置されていること(室温を概ね 28℃以下に管理できること)。
- ② 開放期間中、誰でも無料で利用できること(施設利用者に、年齢や会員であること等の制限がないこと)。

- 登録は随時受付していますので、ぜひ御協力をお願いいたします。登録いただいた施設は、県ホームページ※で公表させていただきます。

※ 県ホームページ「みやぎの涼みどころ」https://www.pref.miyagi.jp/soshiki/kankyo-s/cool-spot_summary.html